

徳島市上下水道局暴力団等排除措置要綱

徳島市上下水道局がその権限に基づき行う契約から暴力団等を排除する措置については、別に定めがあるものを除くほか、徳島市暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 10 月 1 日制定）の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
（水道局発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱の廃止）
- 2 水道局発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この要綱の施行日前に開札した建設工事等については、同日以後においてもなお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。